上下水道の修理等は嵐山町指定工事事業者へ

▼問合せ　上下水道課　☎62－0728

上下水道の修理等は、嵐山町の指定を受けた指定給水装置工事事業者、排水設備指定工事店でなければ行うことができません。

最近、嵐山町の指定を受けていない業者による広告等を見かけます。十分にご注意ください。嵐山町の指定業者の一覧表は、町ホームページでご覧になれます。上下水道の修理は、町の指定業者へお申込みください。

なお、修理等の際は、見積もりをとるなど事前にご確認ください。

水道の開栓・閉栓の届出はお早めに

▼問合せ　上下水道課　☎62－0728

次の場合、事前に申請手続きが必要となります。

①転入転居により、水道を使用する
②転出転居により、水道を止める
③家屋の増改築や、長期間不在などにより、一時的に水道を止める
④水道の所有者や使用者を変更する

※②③で届出がない場合、使用の有無に関わらず基本料金がかかりますので、ご注意ください。

※②以外の届出書様式は町ホームページからダウンロードできます。

受付時間
平日8時30分～17時15分

※土日・祝日は水道の開栓・閉栓に係る作業を行っていません。
3・4月は受付及び開閉栓業務が大変混み合います。希望日の3～4日前までに届け出をしてください。

水道料金の支払について
水道料金の請求は、検針した使用水量をもとに2か月に1度、奇数月に行っています。

給水契約の定型約款について

▼問合せ　上下水道課　☎62－0728

昨年4月1日施行の民法改正により、「定型約款」に関する規定が新設され水道契約も適用を受けています。

「定型約款」とは「定型取引において契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体」とされており、水道供給契約の条件等を定めた「嵐山町給水条例」と「嵐山町給水規程」が該当します。

詳しくは町ホームページをご確認ください。

2月定期検針分の水道基本料金を免除します

▼問合せ　上下水道課　☎62－0728

新型コロナウイルス感染症予防に伴うご家庭や事業所の負担を軽減するため、昨年6月と同様、2月に定期検針を行った水道料金（下水道・浄化槽使用料は対象外）のうち、**基本料金に限り免除**します。

なお、同感染症拡大の影響により、収入が大幅に減少したなどの事情で水道料金や下水道・浄化槽使用料のお支払いが一時的に困難な場合はお支払いを猶予できる場合がありますので、ご相談ください。

三菱UFJ銀行窓口における公金納付について

▼問合せ　会計課　☎62－0822

令和3年3月31日(水)をもちまして、三菱UFJ銀行の町収納代理機関としての取引が終了となります。

令和3年4月1日(木)以降も町の公金等の取扱いは出来ますが、納付の際の手数料は納付者のご負担となります。三菱UFJ銀行をご利用されている納付者の皆さまにはご迷惑をおかけしますが、ご理解の程よろしくお願いします。

公金取扱金融機関
- 埼玉縣信用金庫　・埼玉りそな銀行
- りそな銀行　・みずほ銀行
- 東和銀行　・武蔵野銀行
- 埼玉中央農業協同組合
- 中央労働金庫　・ゆうちょ銀行

なお、税金の納付は口座振替、コンビニ納付が出来ます。

町税等口座振替取扱金融機関
- 埼玉縣信用金庫　・埼玉りそな銀行
- 埼玉中央農業協同組合
- 武蔵野銀行　・ゆうちょ銀行

世界自閉症啓発デー及び発達障害啓発週間

▼問合せ　健康いきいき課　☎62－0716

4月2日は世界自閉症啓発デー、また4月2日(金)から8日(木)は発達障害啓発週間です。自閉症をはじめとする発達障害について広く知っていただくため様々なイベントを開催します。

- **パネル展示**
  3月15日(月)～4月9日(金)
  県庁本庁舎と第2庁舎の渡り廊下
- **啓発活動**
  4月2日(金)　13時～15時30分
  さいたま新都心駅自由通路
  啓発チラシの配布

家庭系ごみの直接持ち込みができるようになります

▼問合せ　環境課　☎62－0719

4月1日(木)から家庭系ごみの直接持ち込み方法が変更となります。今まで必要としていた「持込証明書」から「搬入申込書」に変更となり、必要事項を記入し、小川地区衛生組合へ持ち込むことができるようになります。

直接持ち込み開始日　4月1日(木)

衛生組合受付時間
午前の部　9時～11時30分
午後の部　13時～16時

※役場での受付時間ではありませんのでご注意ください。

搬入方法
「搬入申込書」を配布場所で事前に準備し、必要事項を記入の上、衛生組合受付に提出してごみを直接持ち込みします。

※役場等での確認作業が不要となります。

申込書配布場所
- 環境課
- ふれあい交流センター
- 町ホームページ

注意事項
- 「搬入申込書」のほか「搬入者の本人確認（写真付き）できるもの」が必要です。
- 搬入申込書は「車1台につき1枚」必要です。
- 搬入申込書は、コピー使用可です。
- 受付時間内に荷下ろしが完了するようにしてください。
- 分別基準は、今までと変更はありませんので、衛生組合で処理できないもの、未分別、未分解のものは持ち帰りとなります。
- ごみの発生場所と搬入者の住所が異なる場合は、事前に環境課へご相談ください。

宅配便によるパソコン等の回収

▼問合せ　環境課　☎62－0719

家庭で不要になったパソコン等の小型家電を宅配便で回収します。利用方法等は次のとおりとなります。

回収開始日　4月1日(木)

回収依頼先
リネットジャパンリサイクル㈱
※町では受け付けできません。

回収手順
①ご自身でリネットジャパンリサイクル㈱ホームページから回収を申込む
※ファックスでの申込みもできます。
②希望日時前までに段ボール箱（3辺の合計140㎝、重さ20kg以内）に不要になった家庭用パソコンを入れる。
※段ボール箱に入れれば、何点でも可。プリンター等の周辺機器も一緒に梱包可（申込みは必要です。）
③希望日時に宅配業者が段ボール箱に入れた家庭用パソコン等を回収

回収料金
- パソコン本体を含む回収
  1箱当り「無料」
- パソコン本体の2箱目以降
  1箱当り「1、500円」（税抜）
- パソコン本体以外のもの
  1台当り「1、500円」（税抜）

回収費用・支払方法・回収対象品目等について、詳しくはリネットジャパンリサイクル㈱ホームページまたは問合せ専用窓口（☎0570－085－800）にお問い合わせください。

使用済インクカートリッジ回収箱の設置

▼問合せ　環境課　☎62－0719

町では、「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」に参加し、ご家庭で使用したインクカートリッジの回収箱を役場内に設置し、回収を行います。

ごみの減量化とリサイクルの推進にご理解ご協力をお願いします。

回収開始日　4月1日(木)

回収できるメーカー
- ブラザー工業㈱　・キヤノン㈱
- セイコーエプソン㈱
- 日本ヒューレット・パッカード㈱

回収品できるもの
回収できるメーカーが製造・販売した使用済のインクカートリッジでご家庭で使用していたもの
※業務用のものは回収できません。

回収箱設置箇所
役場庁舎　正面玄関入口

注意事項
純正品以外のカートリッジやビニール袋、空き箱は入れないでください。

広報嵐山に広告を掲載しませんか?

広報嵐山の有料広告を募集しています。
毎月1回発行され、町内の各世帯に配布される広報紙は、お店や事務所などの紹介に最適です。ぜひご利用ください。

※申し込み方法や広告掲載料等については町ホームページをご覧ください。また、バナー広告も募集しています。

嵐山町 広報 広告

問合せ　地域支援課　☎62－2152